

成田市都市計画審議会 会議概要

1 開催日時

平成24年5月18日(金) 午後3時から午後4時

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟3階 執行部控室

3 出席者

(委員)

宗藤会長、片岡委員、宍倉委員、石川委員、渡邊委員、瓦井委員、海保委員、湯浅委員、伊橋委員、一山委員、飯島委員、茂手木委員、加藤委員(順不動)

(事務局)

岩岡都市部長、金岡都市部技監、宇澤都市計画課長、藤掛都市計画課主幹、後藤都市計画課副主幹、富澤都市計画課主査、飯嶋都市計画課主任主事

4 議題(報告事項のみ)

報告第1号 平成24年度都市計画策定事業に関する報告

報告第2号 成田市景観計画の策定に関する報告

5 議事(要旨)

報告第1号、「平成24年度都市計画策定事業に関する報告」として、「最高高さ制限付き高度地区の指定方針(素案)について」と「市街化調整区域の土地利用方針の策定について」、各事業の概要および今年度検討する作業内容について、成田市都市計画審議会に報告する。

また、報告第2号、「成田市景観計画の策定に関する報告」として、現在検討を進めている「景観計画」及び「景観条例」の策定について、成田市景観計画策定審議会において諮られた、基本方針についての説明と、今後の策定スケジュールについて説明する。

会議においては、会長の議事進行のもと、事務局より説明が行われ、出席委員から以下のとおり質疑を受けた。

(質疑応答)

報告第1号 その1 「最高高さ制限付き高度地区の指定方針(素案)について」
(質疑なし)

報告第1号 その2 「市街化調整区域の土地利用方針の策定について」

質問(委員):「説明資料4ページに検討対象区域について、大まかに各地域の色塗りがされているが、具体的な地域(大字等)の指定はされているのか。」

回答(事務局):「検討対象区域の図については、あくまで、現在のイメージ図としてお示ししております。これから土地の状況把握、課題等を整理し、具体的な地域の検討を行うこととなります。」

質問(委員):「成田国際空港周辺土地利用ビジョン(以下ビジョンという。)の16ページにおいて重点地区として定められているが、そのような計画を反映する方針となるのか。また、酒々井町のアウトレットのような、具体的なプロジェクトによって開発が可能となるのか。」

回答(事務局):「今回の土地利用方針については、ビジョン等の各種計画に則し、土地利用方針の策定を目指すものですが、地区計画を策定することによって具体的な開発行為が可能となるものであり、その運用基準についてもこれから策定していくものです。」

回答(事務局):「補足致しますと、ビジョンの13ページにあります土地利用のゾーニングのうち、①の交流賑わいゾーンなどの交流拠点について、具体的なニーズを含め、立地条件なども加味したなかで、実現可能なものについて、これから調査を行ったうえで検討するものです。また、ビジョンを含め、成田市新総合計画、都市計画マスタープラン等の上位計画との整理を行い、可能となる事業についての方針の策定を進めていくものです。」

質問(委員):「千葉県でも空港周辺の土地利用について検討しているようですが、それらと調整を図っていくのか。」

回答(事務局):「具体的な調整は図っておりませんが、市として実現可能性のあるものについては、検討し、具体化を図っていく予定です。」

質問(委員):「土地利用方針の区域については、現段階ではあくまで案であり、具体的な検討はこれからという意味なのか。」

回答(事務局):「現在お示ししておりますものは、各類型にあてはまりそうな区域の案ですので、これを踏まえ、方針の策定を目指すということでご理解いただきたいと思います。」

質問(委員):「今回の説明は、市としてこれから検討に入るうえで、案として、区域や類型を示したうえで、今後、開発が可能な地域について、都市計画のイメージ図を提案したものであり、それは、先ほどのビジョンと連結しているということで理解してよろしいでしょうか。」

回答(事務局):「連結しているものをご理解いただきたいと思います。これから、各種計画を踏まえ、実現可能な土地利用について、より地域を絞った形で示して行きたいと思います。」

質問(委員):「説明資料の5ページの地区計画類型について、①の非住居系開発誘導型として、「工場等の誘導」との記載があるが、都市計画マスタープラン等においても、そのような計画は無かったが、どのような経緯でここに記載することになったのか。」

回答(事務局):「非住居系開発誘導型として、地域振興と活性化を図るための、県の開発許可制度の指針や県のガイドラインに記載のある類型の表現を引用したものであり、一つのメニューおよびゾーンとしてお示したのですが、今後、類型名称についても、検討して参ります。」

質問(委員):「今回の地区計画類型について、これまで里山、道路、駅前開発等、今まで検討されてきた計画がこの土地利用方針の地区類型に反映されていないのではないかと。自然環境の保全が前提となっている地区や、市の重要事業である(仮称)土屋駅について説明が無いのはなぜか。」

回答(事務局):「まず(仮称)土屋駅の周辺地区については、市街化区域と、農振農用地に囲まれているため、今回のゾーニングからは除外させていただいております。また、斜面森林など自然環境を保全する地域については、耕作放棄地を含め、除外することとし、その他の遊休化した土地については、土地利用の観点から想定できる区域として示させていただきました。」

報告第2号 「成田市景観計画の策定に関する報告」

意見(委員):「印旛沼周辺の江川から宗吾機場や甚兵衛大橋までの遊歩道整備など、地域の資源を活かす整備事業をお願いしたい。」

回答(事務局):「今回、景観計画および景観条例の策定を進めるうえで、市全体が環境資源の保全を意識することがまずは大切であると考えます。そのなかで、市として具体的に何が出来るかを検討して参りたいと思います。」

6 傍聴

傍聴者2名

7 次回開催日時(予定)

平成25年1月予定

(それ以前に提案型都市計画の手続きが生じた場合には、開催する場合もあり)